

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 租税条約の限度税率が住民税をも含めて規定されている場合における法人税の軽減額の計算に係る限度税率の整備を行う。(第四条関係)
- 2 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則関係)